水産研究・教育機構 機関リポジトリ
FRA Japan Fisheries Research and Education Agency Institutional Repository

ハタハタ日本海西部　3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岸田, 達, 三谷, 卓美 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013953

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容(3.1)

沖合底びき網漁業(以下、沖底)は大臣許可漁業であり、海域ごとにトン数別の隻数が定められ操業区域、操業禁止期間が定められている。インプット・コントロールが導入されている(3.1.1　5 点)。沖底は沿岸域の操業が禁止されている(3.1.2　3 点)。両県とも少なくとも一部地域や漁業者団体において環境・生態系保全活動が取り組まれている(3.1.4.2　3 点)。

執行の体制(3.2)

ハタハタ日本海西部系群は日本海北部生まれと朝鮮半島東岸生まれの群で構成されているとされる。我が国管轄水域では広域資源に対する資源管理は水産庁管理調整課資源管理推進室、必要な場合には日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海西部会の所掌となるが、その水域外にも生息域があることが想定される(3.2.1.1　3 点)。対象海域の沖底については水産庁漁業取締本部境港支部(境港漁業調整事務所)が指導・取り締まりを行い、関係法令に違反した場合、有効と考えられる制裁が設定されている(3.2.1.2, 3.2.1.3　5 点)。本系群については新漁業法下の資源管理基本方針で、大臣は現行の取り組みの検証を行い必要に応じて取り組み内容の改善を図り、漁業者による資源管理協定の締結を促進し、協定参加者自らによる実施状況の検証、改良、報告が行われるよう指導するとあり、順応的管理の仕組みは導入されていると考えられる(3.2.2　3 点)。

共同管理の取り組み(3.3)

すべての漁業者は漁業者組織に所属しており、特定できる(3.3.1.1, 3.3.1.2　5 点)。本系群の管理に漁業者組織は一定の影響力を有している(3.3.1.3　3 点)。経営や販売に関しても漁業者団体が全面的に活動している(3.3.1.4　5 点)。各県漁業関係者は本系群の自主的管理、公的管理に主体的に参画している(3.3.2.1　4 点, 3.3.2.2　5 点)。幅広い利害関係者が資源管理に委員会を通じ参加し(3.3.2.3　5 点)、漁業者が管理施策の意思決定に参画する仕組みが存在している(3.3.2.4　3 点)。

評価範囲

①　評価対象漁業の特定

2019 年の農林水産統計によれば、本系群の県別・漁法別漁獲量は下表のとおりである(農林水産省 2021)。

	漁獲量(トン)			率(%)
	沖底	小底	合計	沖底県別
石川県	47	517	565	1.8
福井県	32	53	85	1.3
京都府	4	3	8	0.2
兵庫県	1,206		1,206	47.3
鳥取県	1,259		1,259	49.3
島根県	4	66	71	0.2
西部計	2,552	639	3,194	
率(%)	79.9	20.0		

これによれば、評価対象漁業は沖底(兵庫県、鳥取県)となる。兵庫県、鳥取県の沖底は 1 そうびき(かけまわし)である。

② 評価対象都道府県の特定

①で示したように、兵庫県、鳥取県となる。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

各都道府県における評価対象漁業について以下の情報を集約する。

1) 許可証、及び、後述する各種管理施策の内容
2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制
3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画等の共同管理の取り組み
4) 関係者による生態系保全活動の内容

④ 評価対象魚種に関する種苗放流事業の有無

評価対象魚種について行われている種苗放流事業の有無について、事業実施主体が漁業者なのか行政なのか等を含め、資料を収集の上で判断する。ただし、試験研究機関が実施する実験規模の種苗放流については考慮しない。

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

本系群で評価対象と特定されている漁業は兵庫県、鳥取県の沖底である。沖底は農林水産大臣が許可する大臣許可漁業であり、操業区域によって漁船ごとの総トン数とトン数別の隻数が定められ(農林水産省 2018)、省令により福井県鋸埼を境に西側の兵庫県沖、鳥取県沖では 6～8 月の操業は禁止されている(農林省 1963)。以上のとおり、インプット・コントロールが導入されている。本系群の 2019 年の資源水準・動向は中位・横ばいとされている(藤原ほか 2021)。5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

沖底は省令により操業禁止区域が定められており、操業禁止ラインより陸側での操業は禁止され、また操業期間には制限がある(農林省 1963)。前者は沿岸漁業との調整という目的があり(富岡 2014)、資源保護の観点が必ずしも明確ではないが、テクニカル・コントロールが一部導入されていると考えられる。以上より 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

本種は大規模な種苗放流は行われていないため本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
放流効果を高める措置は取られていない	.	放流効果を高める措置が一部に取られている	.	放流効果を高める措置が十分に取られている

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

沖底(かけまわし）に関しては着底漁具であるため海底環境への影響を検討する必要があろう。当該海域の沖底については 3.1.2 でも触れた操業範囲等の規制のほかには影響を制御するための規制は特段見当たらないが、2.3.4(海底環境)ではかけまわしによる当該海域における海底環境への影響は中程度としている(2.3.4　3 点)。そのため本項目についても直接影響がないとはいえないという視点から 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

兵庫県、鳥取県の沖底漁業者は海洋ゴミの回収活動に取り組んでいる(全国底曳網漁業連合会 2021a)。兵庫県豊岡市、香美町、新温泉町では河川・湖沼の保全、干潟等の保全が、鳥取県の 7 市町村では 13 の活動組織により藻場の保全活動が行われている(JF 全漁連 2021)。以上、両県とも少なくとも一部地域で環境・生態系保全活動が取り組まれているとして、3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

本系群は日本海北部で生まれた群と朝鮮半島東岸で生まれた群で構成され、両群の出現割合はそれぞれの資源状態によって変動するとされ(沖山 1970)、日本海西部の本州沿岸には大きな産卵場はないことから日本海西部は両群の生育場となっていると考えられる(藤原ほか 2021)。沖底は水産庁管理調整課が所管し指導調整を担っており(水産庁 HP)、兵庫県、鳥取県の沖合は境港漁業調整事務所の担当海域となる。我が国の管轄水域においては、広域資源に対する資源管理は水産庁管理調整課資源管理推進室(水産庁 HP)のほか、広域漁業調整委員会が担うこととされ(水産庁 2021a)、日本海北部のハタハタについては日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海北部会で扱われている(水産庁 2021b)。本系群については現状では具体的に取り組まれているというわけではないが(水産庁 2021c)、本系群の場合は分布域から見て日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海西部会の所掌となる。以上のとおり我が国の管轄水域に関しては管理体制が確立し機能しているが、既述のとおり本系群は朝鮮半島東岸生まれの群が混ざるとされるため、管理体制が生息域全体をカバーしているとまではいい切れない。このため 3 点を配点した。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

日本海の沖底については石川県以西は漁業取締本部境港支部(境港漁業調整事務所)が指導・取り締まりを行っており(水産庁 2021f)、海上保安庁とも共同し外国漁船の違法操業を監視、拿捕している(境港漁業調整事務所 HP)。一斉更新後の許可期間中に原則として VMS の取り

付けを義務付けられている(水産庁 2017)。よって 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	完璧とは言いがたいが、相当程度の監視体制がある	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

沖底については漁業法や漁業の許可及び取り締り等に関する省令に基づき、刑事罰や許可の取り消しが課せられる。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

沖底に関する自主的な管理措置として「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」(水産庁 2018)に基づき資源管理計画が実施され計画の評価・検証が行われてきた。改正漁業法のもとでは、資源管理基本方針の第 7「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」の 2(特定水産資源以外の水産資源)において大臣は現行の取り組みの検証を行い必要に応じて取り組み内容の改善を図るとされている(農林水産省 2020)。また、第 7 の 3 では大臣が漁業者による資源管理協定の締結を促進し(2023 年度末までに)、協定参加者自らによる実施状況の検証、改良、報告が行われるよう指導するとある。以上のとおり改正漁業法のもとでは資源管理を順応的に行う仕組みが作られているが、実際の検証や見直しがどのように行われているか現状では評価する材料がないため 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

沖底は大臣許可漁業であり、大臣からの許可証の発給を受けて操業しているためすべての漁業者は特定できる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

沖底漁業者は、それぞれの県で兵庫県機船底曳網漁業協会、鳥取県沖合底曳網漁業協会を組織している。上部全国団体として全国底曳網漁業連合会がある(富岡 2014, 全国底曳網漁業

連合会 2021b)。また地域の沿海漁業協同組合に属し、それを通じ県漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会に組織されている。すべての漁業者がいずれかの漁業者組織に属しており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

2008 年は非常に多く漁獲され、市場での単価の低下、処理能力の限界から、各府県で水揚げ量の制限・網目拡大などの自主的な取り組みが実施された。そして、2009 年以降、単価が極端に安い 1 歳魚が多く混じると水揚げが控えられており、1 歳魚が保護されやすくなっている（藤原ほか 2021)。この取り組みは市場調査でも確認されている（鳥取県水産試験場 2021, 2022)。体長 15cm 以上になると体長が 1cm 大きくなるごとに単価が 2 倍高くなっていく。1 年保護して 2 歳魚以上になってから漁獲する方が、経済効率が高くなる（志村 2012)。船上凍結等により大型魚の出荷、ブランド化を漁業者団体は主導してきている（鳥取県漁業協同組合網代港支所 2015, 兵庫県漁業協同組合連合会 2019)。このような団体の活動に関する文献に接することは極めて限られており確認が取れないため、一定の影響力があるとの評価に留め、3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

漁業構造改革総合対策事業において、兵庫県漁業協同組合連合会では沖底で資源管理・労働環境改善型漁船の計画的･効率的導入の実証事業を兵庫県但馬地域プロジェクトとして（兵庫県漁業協同組合連合会 2019)、鳥取県漁業協同組合網代港支所では収益改善の実証事業を網代港地域プロジェクトとして(鳥取県漁業協同組合網代港支所 2015) 主導した。この他にも沖底では多くの地域プロジェクトが実施された。兵庫県漁業協同組合連合会は流通・販売促進のため但馬の魚の普及等に取り組んでいる(兵庫県漁業協同組合連合 2019)。鳥取県漁業協同組合は県、市と協力し国際競争力の強化及び輸出促進に取り組んでいる(鳥取県広域水産業再生委員会 2019)。以上のとおり各県の漁業者組織は個別の漁業者では実施が困難な経営上の活動を実施し水産資源の価値の最大化に努めており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

沖底漁業者にあっては、沿海地区漁業協同組合、業種の協会、漁業協同組合連合会の諸会議への出席がある。また、県、国レベルでの所属団体における会合へも出席している。具体的な資料は乏しいが、年間 12 回以上の会議への出席は必要であると考えられ、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

対象海域を所管している日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海西部会(定員 13 名)には、府県互選委員として但馬海区漁業調整委員会副会長、鳥取海区漁業調整委員会委員が、大臣選任漁業者代表委員として沖底漁業者を含む漁業者代表が 4 名参画している(水産庁 2021d)。また、水産資源に関する施策を諮問される水産政策審議会資源管理分科会にも全国漁業協同組合連合会の役員が委員として、兵庫県機船底曳網漁業協会の役員が特別委員として参画している(水産庁 2021e)。以上により適切に参画していると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海西部会には大臣選任委員として学識経験者 3 名が参画している(水産庁 2021d)。また、水産政策審議会資源管理分科会には、特別委員として水産、海事関係の労働組合、水産物持続的利用のコンサルタント、遊漁団体等からの参画がある(水産庁 2021e)。主要な利害関係者は資源管理に参画していると考えられるため 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない	.	主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している	.	漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

3.3.2.4 管理施策の意思決定

改正漁業法に基づく資源管理基本方針では資源管理協定(現在の資源管理指針に基づく自主的措置から 2023 年度末までに移行予定)のもとでの、関係者による計画、評価、見直しに関する意思決定過程が示されている(第 7 の 2, 3; 農林水産省 2020)。以上、関係者による意思決定機構が存在するが、検証と見直しの実施について、現状では評価する材料がないため 3 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分になされている

3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

本系群については、大規模な種苗放流は行われていないため評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点

コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない	.	受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている	.	コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している

引用文献

藤原邦浩･八木佑太･吉川 茜･佐久間 啓･ 飯田真也･白川北斗･山本岳男 (2021) 令和 2(2020)年度ハタハタ日本海西部系群の資源評価、水産庁・水産機構 http://abchan.fra.go.jp/digests2020/details/202052.pdf

兵庫県漁業協同組合連合会 (2019) 兵庫県但馬地域プロジェクト改革計画書(沖合底びき網漁業) http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H310308_tajima_okisoko_kyoutuu.pdf

JF 全漁連 (2021) 水産多面的機能発揮対策情報サイト ひとうみ.jp https://hitoumi.jp/torikumi/

農林省 (1963) 漁業の許可及び取締り等に関する省令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338M50010000005

農林水産省 (2018) 漁業法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000267

農林水産省 (2020) 資源管理基本方針, https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-112.pdf

農林水産省 (2021) 海面漁業生産統計調査 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html

沖山宗雄 (1970) ハタハタの資源生物学的研究 II 系統群(予報), 日水研報, 22, 59-69. http://jsnfri.fra.affrc.go.jp/publication/kenpou/kenpou-22,59-69.pdf

境港漁業調整事務所 HP https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/index.html

志村 健（2012）鳥取県のハタハタの資源動向、管理について. 第 13 回日韓水産セミナー（講演要旨集）,24-27.

水産庁 HP 水産庁（組織）https://www.jfa.maff.go.jp/j/org/outline/hontyo.html

水産庁 (2017) 平成 29 年 4 月 6 日水産政策審議会第 82 回資源管理分科会資料平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針

https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-5.pdf

水産庁 (2021a) 広域漁業調整委員会とは https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/iinnkai.html

水産庁 (2021b) 日本海北部マガレイ、ハタハタの広域資源管理について https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-244.pdf

水産庁 (2021c) 複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況(令和 3 年 11 月現在) https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-231.pdf

水産庁 (2021d) 日本海・九州西広域漁業調整委員会・日本海西部会　委員名簿 https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-259.pdf

水産庁 (2021e) 水産政策審議会資源管理分科会委員名簿 https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/211214-9.pdf

水産庁 (2021f) 漁業取締りの活動 https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/3naiyou.html

富岡啓二 (2014) 沖合底びき網漁業の現状と課題. 水産振興 No.561, 東京水産振興会, http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/SuisanShinkou_561.pdf

鳥取県漁業協同組合網代港支所（2015）網代港地域プロジェクト改革計画書 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H270810_ajirokou_okisoko_2.pdf

鳥取県広域水産業再生委員会 (2019) 浜の活力再生広域プラン(第 2 期) https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/sakaiminato_area/attach/pdf/sakaiminato_area-11.pdf

鳥取県水産試験場（2021）沖合もの市場日記 2021 年 4 月 2 日. https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1242876.htm#itemid1242876

鳥取県水産試験場（2022）沖合もの市場日記 2022 年 3 月 17 日. https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1278110.htm#itemid1278110

全国底曳網漁業連合会（2021a）沖合・以西底びき網漁業のデータブック

http://www.zensokoren.or.jp/databook/okisoko-isei-databook_2021_09.pdf

全国底曳網漁業連合会 (2021b) 会員の紹介 http://www.zensokoren.or.jp/link/kaiin.html